

# 児童手当・特例給付 受給事由消滅届

# 記載例

		提出年月日		※受付確認年月日	
		令和 . .		令和 . .	
受給者	氏名 (法人名等)	市長		生年月日	昭和 . . 平成 . .
	住所 (法人の主たる事務所の所在地)	新潟県南魚沼市		電話番号	(転出する場合は転出先)
消滅した受給事由		<p>該当する事由に○をしてください</p> <p>ア. 日本国内に住所を有しなくなった</p> <p>イ. 市町村(特別区を含む。)に転出した</p> <p>ウ. 受給者が児童と別居することとなった(単身赴任の場合を除く)</p> <p>エ. 未成年後見人でなくなった</p> <p>オ. 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国)</p> <p>カ. 児童について、次の事実が生じた</p> <p>(ア) 死亡した</p> <p>(イ) 監護しなくなった</p> <p>(ウ) 生計を同じくしなくなった</p> <p>(エ) 生計を維持しなくなった</p> <p>(オ) 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く)</p> <p>(カ) 里親等へ</p> <p>(キ) その他 ( )</p> <p>ク. その他 ( )</p>			
※印の欄は、記入しないでください。		カ. の事由の場合は子どもの氏名を記入してください			
カの場合における子どもの氏名					
消滅事由の発生した年月日					
※備考		転出日、転居日、離婚日など			

※処理欄	支給要件となる児童の人数		<b>注意事項</b> ● 支給は消滅事由の発生した月までです。手当の入金までは口座の変更・解約等を行わないでください。 ● 受給者を変える場合は、別途認定請求書が必要です。消滅事由の発生月と認定申請の月が違くと支給されない月が発生します。(一般的に消滅は消滅月まで、認定請求は請求月の翌月から手当を支給します。)
	人		
	世帯コード		

※印の欄は、記入しないでください。  
 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。